

証券コード 5836
(発送日) 2024年3月12日
(電子提供措置の開始日) 2024年3月5日

株 主 各 位

東京都新宿区市谷本村町3番29号
株式会社エージェンツ・インシュアランス・グループ
代表取締役社長 一 戸 敏

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年能登半島地震により被災されました皆様、ならびにそのご家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://a-gent.co.jp/>

電子提供措置事項は、名古屋証券取引所（名証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の名証ウェブサイト（上場銘柄情報）へアクセスのうえ、「コード」に当社証券コード「5836」または「銘柄」に「エージェンツ・インシュアランス・グループ」を入力・検索し、「適時開示情報」を選択して、ご確認くださいませ。

名証ウェブサイト（上場銘柄情報）

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年3月26日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2024年3月27日（水曜日）午前10時30分 |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター カンファレンスルーム7C
(会場の階数が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。) |

3. 目的事項

報告事項

1. 第23期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第23期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (3)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事業報告

(2023年1月1日から)
(2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）における経済環境は、国内では新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴い、景気は緩やかに回復傾向を示しましたが、ウクライナ情勢の悪化等の地政学情勢の変動や物価の高騰、円安の急激な進行等により、依然として先行きが不透明な状況が続いております。このような経済環境のもと、当社グループは持続的な成長を実現するため、国内・海外とも、引き続きWebによる面談、コンサルティング等を積極的に取り入れるとともに、AI（人工知能）やIT（情報技術）を活用したデジタル接点の強化を図り、お客様の利便性向上に努めてまいりました。

当社グループは「お客様の利益創出に最善を尽くす～Doing Our Best On Your Behalf～」を企業理念に掲げ、契約からアフターフォローにいたるまで全て一貫したサービスを提供しております。「保険の「あんしん」は人で完成する。」というブランドメッセージのもと、お客様が「あんしん」して保険に加入し続けられる社会の実現を目指しており、「企業が売りたい商品・サービス」ではなく、「お客様にとって本当に必要な商品・サービス」を提供することを軸に事業を行っております。また、経営の存続が難しい中小保険代理店を積極的に受け入れ、「保険代理店支援プラットフォーム」という仕組みを通じて、営業・事務両面からのサポート体制、勉強会の開催、E-Learningを活用した研修支援、FP・AFP資格を持った営業社員同行支援等を行い、保険業法や各保険会社の規則に則った保険契約更新や募集行為の継続をサポートしております。このような取組みを通じて、効率的にマーケットの拡充を図っております。

当連結会計年度は、国内に2つの拠点を新設し、当連結会計年度末で拠点数は国内外合わせて24拠点となりました。また、「保険代理店支援プラットフォーム」を通じて合流した保険募集人（パートナー社員及び勤務型代理店）は、当連結会計年度末で345人となりました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの営業収益は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、引き続きWebによる面談、コンサルティング等を積極的に取り入れて、メール、LINE、Web等を活用したデジタル接点の強化を図り、お客様の利便性向上に努めてきたことにより、3,547,472千円（前連結会計年度比8.6%増）となり、営業利益は154,980千円（前連結会計年度比21.5%減）となりました。

経常利益は、受取和解金2,000千円を営業外収益に計上し、投資有価証券評価損2,099千円を営業外費用に計上した結果、154,402千円（前連結会計年度比17.8%減）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、社有車の売却に伴う固定資産売却益1,950千円を特別利益に計上した結果、102,197千円（前連結会計年度比9.1%減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

・国内事業

日本国内においては、新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴う、自粛されていたイベントの再開、旅行の増加、外出機会の増加に伴う個人消費が増える等、景気は緩やかに回復の兆しを見せる中、当社として引き続きオンライン面談を継続する一方で、お客様のご要望により対面で保険のご相談を受ける機会や対面にて保険販売を行う機会も増えてまいりました。

このような環境下で、新規出店として、2023年2月に別大支店愛媛支社、5月に愛知支店を開設しました。また、当社ビジネスモデルの根幹でもある事業承継は、大阪支店、札幌支店及び愛知支店を中心として取り組みが進展しました。また、販売力の向上のための人材育成の継続により、損害保険のご契約者様に対する生命保険のクロスセルの推進や法人契約の推進を図ってまいりました。

一方で、合流する保険募集人を「保険代理店支援プラットフォーム」を通じて支援する組織体制・運営体制の強化を図る観点より、人員の増強や保険診断アプリ「ほけチョイス」の機能拡充等システム強化に努めてまいりました。

この結果、同事業の当連結会計年度における営業収益は3,315,446千円（前連結会計年度比7.1%増）となり、セグメント利益は112,282千円（前連結会計年度比32.6%減）となりました。

・海外事業

米国においては、新規保険獲得件数が増えたことや、既存の法人顧客の売上拡大に伴う保険料の増加、既存の法人顧客・個人顧客へのクロスセルなどにより、営業収益及び利益が大幅に増加いたしました。

この結果、同事業の当連結会計年度における営業収益は、損害保険による手数料収入等により、232,026千円（前連結会計年度比34.2%増）となり、セグメント利益は42,119千円（前連結会計年度比99.9%増）となりました。

<事業別の営業収益>

事業区分	第22期 (2022年12月期)		第23期 (2023年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
国内事業	3,095,000千円	94.7%	3,315,446千円	93.5%	220,445千円	7.1%
海外事業	172,912	5.3	232,026	6.5	591,113	34.2
合計	3,267,913	100.0	3,547,472	100.0	29,558	8.6

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は46,837千円であり、セグメントごとの設備投資状況について示すと、以下のとおりであります。

なお、設備投資額には、有形固定資産のほか、ソフトウェア（ソフトウェア仮勘定を含む）への投資を含んでおります。

当連結会計年度において重要な設備の除却・売却等はありません。

(国内事業)

さらなる保険市場拡大及びIT戦略の強化を目的とする基幹システム開発等に2,690千円、社用車の取得に15,735千円、新規事務所等の内部造作に7,345千円の設備投資を実施いたしました。

(海外事業)

リース契約の更新に伴いリース資産の計上が必要となったことから19,592千円が発生いたしました。また、セキュリティ強化を目的とした情報機器の入れ替えに1,474千円の設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金300,000千円の資金調達を行いました。また、2023年1月18日を払込期日とする第三者割当増資による新株の発行により、4,121千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第20期 2020年 12月期	第21期 2021年 12月期	第22期 2022年 12月期	第23期 2023年 12月期 (当連結会計年度)
営 業 収 益 (千円)	—	2,905,953	3,267,913	3,547,472
経 常 利 益 (千円)	—	219,303	187,780	154,402
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	—	155,188	112,401	102,197
1株当たり当期純利益 (円)	—	78.94	56.87	44.00
総 資 産 (千円)	—	1,502,801	1,904,660	2,148,270
純 資 産 (千円)	—	763,755	1,095,635	1,209,776
1株当たり純資産 (円)	—	388.48	473.07	520.81

- (注) 1. 第21期より連結計算書類を作成しておりますので、第20期以前については記載していません。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数によりそれぞれ算出しております。
3. 当社は、2021年9月7日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第20期 2020年 12月期	第21期 2021年 12月期	第22期 2022年 12月期	第23期 2023年 12月期 (当事業年度)
営 業 収 益 (千円)	2,151,107	2,586,478	2,921,835	3,136,410
経 常 利 益 (千円)	130,417	130,937	91,713	37,485
当 期 純 利 益 (千円)	88,456	92,149	47,220	21,362
1株当たり当期純利益 (円)	46.05	46.87	23.89	9.20
総 資 産 (千円)	1,007,684	1,150,318	1,459,079	1,588,960
純 資 産 (千円)	570,462	662,611	915,912	941,256
1株当たり純資産 (円)	290.16	337.04	395.47	405.21

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数によりそれぞれ算出しております。

2. 2021年9月7日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。

(3) 重要な親会社等及び子会社の状況

① 親会社等の状況

当社の「その他の関係会社」である住友生命保険相互会社は、当社の株式881,500株（出資比率37.94%）を保有いたしております。当社は住友生命保険相互会社の企業グループの中で、乗合保険代理店として保険募集を行う企業という位置づけであります。当社以外には、いずみライフデザイナーズ株式会社、株式会社保険デザイン、マイコミュニケーション株式会社、株式会社スミセイ・サポート&コンサルティングが同事業を行っております。それぞれの会社が別々の営業チャンネルにおいて保険募集を行っており、各社の業績が当社の業績に大きな影響を与える可能性は低いものと考えております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社保険ショップエージェント	10百万円	100%	保険代理店業
Agent America, Inc.	2千US\$	100%	保険ブローカー業

(4) 対処すべき課題

① コンプライアンス推進及び内部統制の強化

当社は、お客様本位の業務運営方針（フィデューシャリー・デューティー）に則り、業務品質、募集品質の更なる向上を図るとともに、改正保険業法で求められる体制整備の強化に取り組んでまいります。さらに、コンプライアンスの徹底を経営の基本と位置づけ、「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「事業活動に関わる法令等の遵守」、「資産の保全」を目的に、透明で健全性の高い企業経営を目指し、内部統制の強化を図ります。

② 継続的な人財の確保と育成

事業承継を通して事業が拡大していく上で、各拠点における人財の採用と育成は引続き重要課題です。人財採用につきましては、ブランディング強化を行うとともに、リファラル採用にも積極的に取り組み、当社のミッション、ビジョンに共感できる優秀な人財、特に将来の部支店のリーダーとなりうる営業人財、営業サポート人財の採用に注力いたします。

人財育成におきましては、社内研修制度「Agent Business School」にて目指すべき人財レベルを定め、全部署におけるスタンダードレベルの向上を図ります。また、財産管理を軸としたFPコンサルティングは、他社との差別化を図る上で必須のスキルであるため、「AFP（※）資格支援制度」を制定し、AFP認定者をより輩出してまいります。

③ デジタル戦略の強化

新型コロナウイルス感染症による影響が続く環境下において、デジタル戦略を強化し、顧客データの戦略的活用、財務・会計との連携強化を図るべく、基幹システムの改良を行ってまいりましたが、コロナ禍からの経済活動の正常化が期待される今後においても更なる改良を重ね、より一層の生産性向上を図ります。現在、既存のお客様に展開している保険診断アプリ「ほけチョイス」の活用範囲拡大及び更なる改良を通じて、損害保険から生命保険へのクロスセルを促進してまいります。そして、Web等を活用したオンライン商談（非対面募集）や募集人とのWeb面談による活動管理、E-Learningシステム等を活用した教育を推進して非対面ならではの利便性を追求した営業活動の変革を図ります。

④ システムリスクへの対応

当社は生産性向上の観点より当社基幹システムの改修によるレベルアップを通じて、データベース・マーケティングによる営業活動を推進することとしておりますが、当社が保有する顧客情報の保護のためにシステムの安全性の確保と強化は重要な課題です。当社は、世界的にセ

セキュリティレベルに定評のあるアマゾンウェブサービス（AWS）を利用して顧客情報を管理しておりますが、不正アクセス等のサイバー攻撃が想定されるリスクは完全にゼロにすることはできないとの認識のもと、各種のセキュリティ対策を実施するとともに定期的な運用の見直しを行っております。

⑤ 事業承継マーケットの競争への対応

昨今、保険代理店をめぐる統廃合の動きは加速しており、業界他社と、事業承継ビジネスにおいて競合するケースが一定程度発生しています。当社は、「保険代理店支援プラットフォーム」の強みである強力なサポート体制を構築して事業承継を展開しておりますが、競争環境において、業界他社を上回る成長を実現するために、「保険代理店支援プラットフォーム」の更なる体制強化に加え、合流候補代理店へ訴求できるような企業ブランディングの強化に取り組んでまいります。

⑥ 財務上の課題

当社は、主として運転資金の充実化を目的とした金融機関から借り入れはあるものの、基本的に自己資金及び営業キャッシュ・フローによる安定的な財務基盤を確保しており、優先的に対処すべき財務上の課題はありません。ただし、今後の成長戦略の展開に伴い、内部留保の確保と営業キャッシュ・フローの改善等により財務体質を強化するとともに、株式市場からの必要な資金の確保と、金融機関からの融資等により多様な資金調達を図ってまいります。

※ AFP・・・Affiliated Financial Plannerの略で、日本FP協会が認定するファイナンシャルプランナーの国内民間資格のことを指します。

(5) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

事業区分	事業内容
国内事業	日本国内における保険代理店業
海外事業	海外における保険ブローカー業

(6) 主要な事業所 (2023年12月31日現在)

① 当社

本 社	東京都新宿区
本 社 営 業 部	東京都新宿区
本社営業部 東京東支社	東京都墨田区
本社営業部 春日部支社	埼玉県春日部市
川 崎 支 店	神奈川県川崎市中原区
茨 城 支 店	茨城県水戸市
神 奈 川 北 支 店	神奈川県相模原市中央区
神 奈 川 支 店	神奈川県横浜市保土ヶ谷区
東 京 北 支 店	東京都豊島区
東 京 西 支 店	東京都昭島市
愛 知 支 店	愛知県名古屋市中区
大 阪 支 店	大阪府吹田市
札 幌 支 店	北海道札幌市中央区
仙 台 支 店	宮城県仙台市若林区
仙台支店 福島支社	福島県福島市
宮 城 北 支 店	宮城県登米市
別 大 支 店	大分県大分市
別大支店 愛媛支社	愛媛県松山市
別大支店 中津支社	大分県中津市
別大支店 日田支社	大分県日田市
鹿 児 島 支 店	鹿児島県鹿児島市

② 子会社

株式会社保険ショップエージェント	熊本県熊本市
Agent America, Inc.	米国カリフォルニア州トーランス、カリフォルニア州サンノゼ、テキサス州フリスコ

(7) 使用人の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内事業	148 (318) 名	9名増 (38名増)
海外事業	7 (2)	1名増 (1名増)
合計	155 (320)	10名増 (39名増)

(注) 使用人数は就業員数 (当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。委任型・雇用の執行役員を含む) であり、臨時雇用者数 (嘱託社員、パートタイマー社員、パートナー社員) は最近1年間の平均人員を () に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
144 (316) 名	8名増 (39名増)	38.1歳	5.2年

(注) 使用人数は就業員数 (当社から当社グループ外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む。委任型・雇用の執行役員を含む) であり、臨時雇用者数 (嘱託社員、パートタイマー社員、パートナー社員) は最近1年間の平均人員を () に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	270,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 7,864,000株
- ② 発行済株式の総数 2,323,000株 (自己株式104株を含む)
- ③ 株主数 505名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
住友生命保険相互会社	881,500株	37.95%
株式会社ザ・ファーストドア	415,600	17.89
東京海上日動火災保険株式会社	196,000	8.44
宮 協 邦 人	87,000	3.75
川 野 潤 子	66,650	2.87
伊 藤 真 吾	50,000	2.15
一 戸 敏	44,400	1.91
高 橋 真 喜 子	35,500	1.53
東京海上日動あんしん生命保険株式会社	35,000	1.51
MSIP CLIENT SECURITIES	26,000	1.12

(注) 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入して記載しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項
2023年1月18日を払込期日とする第三者割当増資による募集株式発行により、発行済株式の総数は7,000株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2023年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	唐 津 敏 徳	株式会社保険ショップエージェント 取締役
代 表 取 締 役 社 長	一 戸 敏	株式会社保険ショップエージェント 代表取締役会長 Agent America, Inc. Director 株式会社ザ・ファーストドア 代表取締役 <担当> 内部監査部管掌
取 締 役	栗 原 喜 子	篠崎総合法律事務所 弁護士 林糖尿病内科クリニック治験審査委員会 審査委員 東京簡易裁判所 民事調停委員 関東弁護士会連合会 地域司法充実推進委員会委員
取 締 役	渡 邊 徳 人	株式会社サニーサイドアップグループ 代表取締役副社長 株式会社クムナムエンターテインメント 代表取締役 SUNNY SIDE UP KOREA, INC 代表取締役 株式会社フライパン 代表取締役会長 株式会社ステディスタディ 代表取締役 株式会社キャラット 社外取締役 WIA税理士法人 税理士
取 締 役 (常勤監査等委員)	長 島 芳 明	株式会社保険ショップエージェント 監査役
取 締 役 (監査等委員)	茂 木 勉	住友生命保険相互会社 代理店事業部長代理 兼 事業 企画部長代理 三井住友カード株式会社 出向 運用ビジネス推進部 部長代理 兼 S M B C ファイナンスサービス株式会社
取 締 役 (監査等委員)	橘 内 進	橘内公認会計士事務所 代表 Asia Alliance Partner Co., Ltd. 代表取締役 加賀電子株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役栗原喜子氏及び渡邊徳人氏並びに取締役(監査等委員)長島芳明氏、茂木勉氏及び橘内進氏は社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)橘内進氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために長島芳明氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役栗原喜子氏及び渡邊徳人氏並びに取締役(監査等委員)長島芳明氏、茂木勉氏及び橘内進氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用が補償されます（株主代表訴訟の場合を含む）。被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則若しくは取締役法規に違反することを認識しながら行った行為については免責となります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社国内子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④ 取締役及び監査等委員である取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年3月29日開催の取締役会において決議した「取締役会の構成、取締役・執行役員の選解任および報酬等にかかる方針」において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役及び執行役員の報酬体系及び報酬決定の方針を定めております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役及び執行役員の報酬体系及び報酬決定の方針の内容の概要は次のとおりです。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役及び執行役員の報酬体系及び報酬決定の方針は、当社の企業理念の実現を實踐する優秀な人財を確保・維持し、企業価値の持続的な向上に向けた意識を高めることをコンセプトに、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、企業経営への貢献度をもって支払うことを基本方針としております。具体的には、各取締役及び執行役員の報酬は固定報酬としての基本報酬のみとし、個々の取締役及び執行役員の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることとしております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、指名・報酬委員会の答申内容を反映し、十分な審議を経て取締役会決議によって決定するものとし、当社の業績等も踏まえ、各人の役職、職責、貢献度等に応じて決定します。なお、執行役員の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬委員会の答申内容を反映し、十分な審議を経て取締役会決議によって決定しております。

また、当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員が緊密に連携し、一体となった事業運営を展開し、企業価値の増大に取り組んでおります。従って、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の報酬は、業績の達成度により大きく変動する賞与や長期インセンティブプラン（株式報酬等）のような「業績連動報酬」を採用せず、「月例の固定報酬としての基本報酬のみ」とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとしております。なお、監査等委員である取締役の個別報酬については、監査等委員会で協議の上決定するものとしします。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	59,250千円 (5,850)	59,250千円 (5,850)	－千円 (－)	－千円 (－)	4名 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	9,600 (9,600)	9,600 (9,600)	－ (－)	－ (－)	4 (4)
合 計 （うち社外役員）	68,850 (15,450)	68,850 (15,450)	－ (－)	－ (－)	8 (6)

- (注) 1. 上表には、2023年3月29日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員1名（うち社外監査等委員1名）を含めております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役及び監査等委員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
- 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2022年3月29日開催の第21回定時株主総会において、年額3億円以内（うち、社外取締役年額5千万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（うち、社外取締役は2名）です。
- 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2022年3月29日開催の第21回定時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。
- ハ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

		重 要 な 兼 職 の 状 況
社外取締役	栗原喜子	篠崎総合法律事務所 弁護士 林糖尿病内科クリニック治験審査委員会 審査委員 東京簡易裁判所 民事調停委員 関東弁護士会連合会 地域司法充実推進委員会委員
社外取締役	渡邊徳人	株式会社サニーサイドアップグループ 代表取締役副社長 株式会社クムナムエンターテインメント 代表取締役 SUNNY SIDE UP KOREA,INC 代表取締役 株式会社フライパン 代表取締役会長 株式会社ステディスタディ 代表取締役 株式会社キャラット 社外取締役 WIA税理士法人 税理士
社外取締役 (常勤監査等委員)	長島芳明	株式会社保険ショップエージェント 監査役
社外取締役 (監査等委員)	茂木勉	住友生命保険相互会社 代理店事業部長代理 兼 事業企画部長代理 三井住友カード株式会社 出向 運用ビジネス推進部 部長代理 兼 S M B C ファイナンスサービス株式会社
社外取締役 (監査等委員)	橘内進	橘内公認会計士事務所 代表 Asia Alliance Partner Co., Ltd. 代表取締役 加賀電子株式会社 監査役

(注) 1. 住友生命保険相互会社は当社の発行済株式の37.94%を保有しております。

2. その他の重要な兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 栗原喜子	<p>当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席しました。弁護士として法律に関する専門的な知識及び実務経験等を有しており、それらを活かして独立した客観的な立場から経営の監督機能の強化に資することを期待しております。関連法令と社内規程との抵触の問題、内部統制やリスク管理体制の整備、関連当事者との間の利益相反の管理等について、問題提起を行い事実関係について説明を求めるなどして、適法性の確認や、問題がある場合にはその旨を指摘する役割を担う等、当社の適切なガバナンス体制・リスク管理体制の整備等に寄与し、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回すべてに出席し、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p> <p>さらに、全監査等委員との面談を行う中で、取締役会の実効性・公平性及び適正性を高めるための発言を行っております。</p>
社外取締役 渡邊徳人	<p>当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席しました。税理士等としての税務、財務及び会計に関する高い見識・専門性と豊富な経験、及び上場会社の代表取締役としてガバナンス体制を自ら牽引して構築してきた経験を有しており、それらを活かして独立した客観的な立場から当社のより一層のガバナンス強化に資することを期待しております。上場会社に求められる適切なガバナンス体制を構築するうえで有用な助言を行う等、当社の適切なガバナンス体制・リスク管理体制の整備等に寄与し、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会2回すべてに出席し、本委員会の議事進行を行うとともに、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p> <p>さらに、全監査等委員との面談を行う中で、取締役会の実効性・公平性及び適正性を高めるための発言を行っております。</p>

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (常勤監査等委員) 長 島 芳 明	<p>2023年3月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに出席しました。</p> <p>長年にわたり記者、編集者として数多くの企業の取材・調査を行ってきた経験により、企業のマネジメント、コンプライアンス、財務、会計、人事に関する豊富な知識を有しており、それらを活かして業務執行から独立した客観的な立場で社外取締役（常勤監査等委員）として監査体制の強化や専門的な見地から適宜助言等を行うことを期待しております。</p> <p>2023年3月29日就任以降、当事業年度において開催された監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。また、常勤監査等委員として当社全部門への往査を実施するとともに、社内重要会議への出席、稟議書類の査閲、交際費費消費状況監査を都度行い、それらの結果について、毎月開催する監査等委員会において報告・共有を行っているほか、代表取締役社長との面談を月1回、取締役(社外取締役を含む)との面談も不定期で行っております。期末監査については、計算書類の監査を行うとともに、業務監査、内部統制監査の結果を監査報告としてまとめ、監査等委員会にて審議・決議しております。さらに、監査の質的向上を図る為、監査等委員・内部監査部・会計監査人との三様監査ミーティングを四半期に1回行っております。</p> <p>取締役会では、監査等委員会での審議・決議内容の報告を行っているほか、取締役会でのその他の決議事項についても積極的に発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>指名・報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。常勤監査等委員として、役員の指名・報酬に関する事項について監査等委員会と業務執行側との意見交換並びに監査等委員会としての意見形成に寄与し、役員の指名・報酬に関する監督機能の強化に資する役割も担っております。</p>

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員) 茂 木 勉	<p>当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席しました。生命保険会社での豊富な経験と高度な専門知識、幅広い見識を有し、保険業界、保険代理店業界の動向等にも精通しており、それらを活かして業務執行から独立した客観的な立場から社外取締役（監査等委員）として監査体制の強化や専門的な見地から、取締役会や監査等委員会のみならず折々での有益な意見陳述に期待すると同時に、長島常勤監査等委員の監査報告等に適宜助言を行うことを期待しております。当社の内部統制の構築や各種規程の制定・改廃等に対して適宜助言等を行っており、当社の適切なガバナンス体制・リスク管理体制の整備等に寄与しており、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>当事業年度において開催された監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。また、監査の質的向上を図る為、監査等委員・内部監査部・会計監査人との三様監査ミーティングを四半期に1回行っております。</p> <p>さらに、監査等委員会の他に、監査等委員でない取締役と全監査等委員の面談を行う中で、取締役会の実効性・公平性及び適正性を高めるための発言を行っております。</p>

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員) 橘 内 進	<p> 当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席しました。公認会計士として専門的な知識及び実務経験等と、上場会社の社外監査役としての経験を有しており、それらを活かして業務執行から独立した客観的な立場から社外取締役 監査等委員として監査体制の強化や専門的な見地から適宜助言等を行うことを期待しております。特に、上場会社のコーポレート・ガバナンス、財務会計、グローバルの分野においては、他の取締役の意思決定や監査等委員の監査等の補助・参考になるような情報提供やアドバイスの役割を期待しております。取締役会での当社の四半期及び月次の決算報告や当社のガバナンス体制に対して適宜助言等を行っております。当社の適切なガバナンス体制・リスク管理体制の整備等に寄与しており、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 </p> <p> 当事業年度において開催された監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。監査結果についての意見交換等、専門の見地から適宜、必要な発言を行っております。また、監査の質的向上を図る為、監査等委員・内部監査部・会計監査人との三様監査ミーティングを四半期に1回行っております。 </p> <p> さらに、監査等委員でない取締役と全監査等委員の面談を行う中で、取締役会の実効性・公平性及び適正性を高めるための発言を行っております。 </p>

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、原則として月1回開催される取締役会において、当社における重要な経営課題について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。また、常勤取締役・常勤監査等委員・上級執行役員・執行役員・国内子会社取締役社長で構成されるイノベーション会議を設置し、経営方針、経営戦略及び経営上の重要な案件等についての検討・審議を行う。さらに、取締役の報酬や候補者の指名等については、取締役及び独立性を有する社外役員である委員3名以上で構成される指名・報酬委員会における助言・提言を得ることで、経営の客観性・透明性を確保する。
- ロ. 当社におけるコンプライアンス体制の基盤となる「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定め、職務の執行に当たっては法令及び定款とともにこれを遵守することを徹底する。
- ハ. 使用人を含む役職員が、職務を遂行するに当たり「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を遵守し、また「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に違反する行為を未然に防ぎ、是正するため、「内部通報規程」に基づく通報窓口を設ける。当該通報窓口につき、通報者の匿名性を確保するとともに、通報を行ったことを理由とした通報者への不利益な扱いを禁ずる。
- ニ. 定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令、定款及び各種規程の遵守ならびに浸透を図る。遵守のための確認・監視等の体制を整備するとともに行動規範の徹底を図り、厳正な職務の執行を確保する。
- ホ. 適切なリスク管理を行うため、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定める。
- ヘ. 当社全体の横断的なコンプライアンス体制の整備・強化及び問題点の把握に努めること、又会社全体におけるリスク管理体制の整備及び見直し、リスク情報の集約並びに災害等の不測の事態が生じた場合の危機管理対策を目的として、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、委員長は代表取締役社長とする。

② 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 事業活動に際し当社全体における意思統一を図るため、取締役会において短期、中期若しくは長期の経営計画を策定し、当該経営計画に基づき各部門における目標及び予算等を設定する。
- ロ. 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等に基づき、各取締役の職務分掌権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を委譲する。
- ハ. 職務執行のより一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合には、その内容が定款変更に関わる場合を除き、取締役会規則に基づく組織機構の変更を行うことができる。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社における取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行い、また、必要に応じ閲覧が可能となるようにする。

④ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社に対し、重要事項について当社へ報告し承認を求めさせるとともに、当社と定期的に経営管理情報、危機管理情報の共有を図りながら、業務執行の適正を確保する体制を整備させる。

ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社で策定した「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」の適用範囲に基づき、子会社におけるリスク管理体制を構築し、その有効性について定期的にレビューを行う。

ハ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社に対し、連結ベースにて経営計画を策定させ、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたる。

二. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社に対し、原則として取締役及び監査等委員を派遣し、当該取締役及び監査等委員が子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するように努める。また、子会社の業務活動全般も当社の内部監査部による内部監査の対象とする。

- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査等委員会は、職務の実効性を高めるため常勤の監査等委員を置く。
また、監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と取締役会が協議の上、補助する使用人を置く。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
監査等委員会は監査等委員でない取締役から独立した組織とする。監査等委員会の職務を補助する使用人の人事異動及び人事考課については事前に監査等委員会の意見を聴取し、同意を得るなどの方法により、業務執行者からの独立性を確保するものとする。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に従い、職務を遂行し、適切な監査が行われるよう努める。
- ⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告、情報提供を行うものとする。
また、当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者も、当社の監査等委員会に対して、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項については、速やかに報告、情報提供を行うものとする。
当社は、本項目に定める報告等が行われたことを理由として、当該報告等を行った者をいかなる意味においても不利益に取り扱わないものとする。

- ⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）上必要と認める費用について、前払又は償還等の請求をしたときは、監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除いて、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員である取締役は、必要に応じて、イノベーション会議等の重要な会議に出席することにより、当社の財務状態、事業の状況、法令遵守状況等を自ら確認することができる。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ. 適正な財務報告を確保するため、信頼性のある計算書類の作成に必要な組織の構築及び人財の確保・配置を行う。
- ロ. 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減させるため、権限及び職務分掌の明確化ならびに関連規程及び関連マニュアル等の整備に取り組む。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
- イ. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言する。
- ロ. 反社会的勢力に対しては、警察及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンスに対する取り組み、コンプライアンス体制

リスク・コンプライアンス委員会を隔月開催するとともに、当事業年度は当社グループの社員を対象にして、法令遵守に向けた研修を実施いたしました。また、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定して意識向上を図るとともに、他者を介せず、匿名で通報できる体制として「内部通報規程」を制定し、コンプライアンス違反の未然防止にも努めております。

②リスク管理体制、リスク管理に関する取り組み

リスク・コンプライアンス委員会を隔月開催し、当社グループの様々なリスクについて分析・対応を検討するとともに、予見される各リスクに対して、予め定められた各担当部署がそれぞれリスク低減に努めてまいりました。また、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定して業務上でのリスク対応方法を明確にし、リスクマネジメント体制の強化を図っております。

③子会社における業務の適正の確保

「子会社管理規程」を制定のうえ運用し、子会社における業務の適正を確保する仕組みを定めております。また、「内部監査規程」に基づき、当事業年度は内部監査部における当社内部監査を全拠点、子会社への監査を2社に対し実施いたしました。定期的な内部監査ならびに継続的な業務改善指導を行いつつ、監査等委員監査と連携することにより、法令・定款ならびに社内規則遵守の更なる運用徹底を図っております。

④監査等委員監査の実効性確保、監査等委員の管理体制

当事業年度は、監査等委員会を14回開催し、取締役会での審議内容につき検証いたしました。また、監査等委員・内部監査部と会計監査人との会合を、四半期毎に開催いたしました。監査等委員はそれぞれ外部機関から情報収集に努めるとともに、常勤監査等委員は子会社の監査役に兼務するなど、グループ内業務監査の実効性確保に努めました。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元策を重要な経営課題の一つであると認識しており、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保を確保しつつ、適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

将来的には、財政状態及び経営成績等を勘案して、各期の株主に対する利益還元策を決定していく予定であります。内部留保の充実を図り財務体質の強化と事業拡大のための投資等を実施し一層の事業拡大や競争力の維持・強化を目指すことが、株主に対する最大の利益還元策となると考えており、当事業年度においては配当を実施いたしませんでした。当社は今後もグループ全

体の業績を向上させることにより、配当実施を含めた検討を行い、株主還元・利益配分を将来にわたり着実に増加させる努力を継続し、株主価値向上を目指します。

内部留保資金につきましては、今後の事業拡大や事業効率化のための投資、優秀な人財の確保や育成投資等の中長期的投資に充当し、企業価値の増大に努める方針です。

(注) 事業報告に記載の金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,592,312	流 動 負 債	688,776
現金及び預金	944,230	1年内返済予定の長期借入金	82,642
売掛金	576,549	リース債務	8,642
前払費用	55,813	営業未払金	410,370
その他	15,719	未払費用	41,752
固 定 資 産	555,957	未払法人税等	22,617
有形固定資産	76,486	未払消費税等	45,282
建物	45,275	預り金	25,450
車両運搬具	10,587	代理店手数料返金負債	49,632
工具、器具及び備品	2,612	その他	2,385
土地	642	固 定 負 債	249,717
リース資産	17,369	長期借入金	236,158
無形固定資産	408,195	リース債務	13,559
ソフトウェア	120,229	負 債 合 計	938,493
顧客関連資産	283,598	(純 資 産 の 部)	
その他	4,368	株 主 資 本	1,185,198
投資その他の資産	71,275	資本金	336,364
投資有価証券	81	資本剰余金	245,848
出資金	30	利益剰余金	603,125
長期前払費用	1,292	自己株式	△140
長期貸付金	246	その他の包括利益累計額	24,578
敷金及び保証金	29,524	為 替 換 算 調 整 勘 定	24,578
繰延税金資産	32,025	純 資 産 合 計	1,209,776
その他	8,575	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,148,270
貸倒引当金	△500		
資 産 合 計	2,148,270		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から)
(2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 金 剰 余 金	利 益 金 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	334,304	243,787	500,928	—	1,079,019	16,615	16,615	1,095,635
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	2,060	2,060			4,121			4,121
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			102,197		102,197			102,197
自 己 株 式 の 取 得				△140	△140			△140
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)						7,962	7,962	7,962
当 期 変 動 額 合 計	2,060	2,060	102,197	△140	106,179	7,962	7,962	114,141
当 期 末 残 高	336,364	245,848	603,125	△140	1,185,198	24,578	24,578	1,209,776

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,110,921	流 動 負 債	435,300
現金及び預金	632,614	1年内返済予定の長期借入金	60,000
売掛金	416,739	営業未払金	221,065
前払費用	49,783	未払費用	33,340
その他	11,785	未払法人税等	10,891
固 定 資 産	478,038	未払消費税等	41,968
有 形 固 定 資 産	57,482	預り金	18,821
建物	45,090	代理店手数料返金負債	45,734
車両運搬具	10,587	その他	3,477
工具、器具及び備品	1,162	固 定 負 債	212,402
土地	642	長期借入金	210,000
無 形 固 定 資 産	284,650	リース債務	2,402
ソフトウェア	120,229	負 債 合 計	647,703
顧客関連資産	160,053	(純 資 産 の 部)	
リース資産	4,368	株 主 資 本	941,256
投 資 そ の 他 の 資 産	135,905	資 本 金	336,364
投資有価証券	81	資 本 剰 余 金	245,848
関係会社株式	69,905	資本準備金	245,848
出資金	20	利 益 剰 余 金	359,183
長期前払費用	1,292	その他利益剰余金	359,183
長期貸付金	246	繰越利益剰余金	359,183
敷金及び保証金	28,919	自 己 株 式	△140
繰延税金資産	27,365	純 資 産 合 計	941,256
その他	8,575	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,588,960
貸倒引当金	△500		
資 産 合 計	1,588,960		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	3,136,410
営業費用	3,119,335
営業利益	17,075
営業外収益	
受取利息	24
受取配当金	328
業務受託料	20,400
その他	2,732
営業外費用	
支払利息	943
投資有価証券評価損	2,099
その他	31
経常利益	37,485
特別利益	
固定資産売却益	1,950
特別損失	
リース解約損	311
税引前当期純利益	39,124
法人税、住民税及び事業税	20,224
法人税等調整額	△2,462
当期純利益	21,362

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 計 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合 計	
				そ の 他 利 益 剰 余 金	利 剰 余 益 金 計			
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計					
当 期 首 残 高	334,304	243,787	243,787	337,821	337,821	—	915,912	915,912
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	2,060	2,060	2,060				4,121	4,121
当 期 純 利 益				21,362	21,362		21,362	21,362
自 己 株 式 の 取 得						△140	△140	△140
当 期 変 動 額 合 計	2,060	2,060	2,060	21,362	21,362	△140	25,344	25,344
当 期 末 残 高	336,364	245,848	245,848	359,183	359,183	△140	941,256	941,256

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

株式会社エージェント・インシュアランス・グループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辰 巳 幸 久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 山 卓 弥

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エージェント・インシュアランス・グループの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エージェント・インシュアランス・グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年2月14日の取締役会において、ファイナンシャル・ジャパン株式会社の発行済株式の100%を取得して同社を子会社化することについて、基本合意書を締結することを決議し、同日付にて基本合意書を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

株式会社エージェント・インシュアランス・グループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辰 巳 幸 久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 山 卓 弥

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エージェント・インシュアランス・グループの2023年1月1日から2023年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年2月14日の取締役会において、ファイナンシャル・ジャパン株式会社の発行済株式の100%を取得して同社を子会社化することについて、基本合意書を締結することを決議し、同日付にて基本合意書を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行を監査しました。その方法及び結果について以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた「第23期監査等委員会監査方針・監査計画」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他内部統制部門と連携し、情報の収集及び監査の環境整備に努め、重要な会議等に出席し、取締役及び使用人等の決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

2024年2月14日の取締役会において、ファイナンシャル・ジャパン株式会社の発行済株式の100%を取得して同社を子会社化することについて、基本合意書を締結することを決議し、同日付にて基本合意書を締結しました。当監査等委員会はこの決議の内容が相当であると認めます。基本合意書締結にいたる経緯についても、指摘すべき事項は認められません。

2024年2月28日

株式会社エーエージェント・インシュアランス・グループ 監査等委員会

常勤監査等委員 (社外取締役)	長 島 芳 明 ㊞
監査等委員 (社外取締役)	茂 木 勉 ㊞
監査等委員 (社外取締役)	橘 内 進 ㊞

(注) 1. 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、当社の指名・報酬委員会及び監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、当社の指名・報酬委員会及び監査等委員会において、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	から 唐 津 敏 徳	取締役会長
2	いち のへ 戸 敏	代表取締役社長
3	くり はら よし こ 栗 原 喜 子	社外取締役
4	わた なべ のり ひと 渡 邊 徳 人	社外取締役

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	からつとしのり 唐津敏徳 (1963年11月13日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1986年4月 東京海上火災保険株式会社（現・東京海上日動火災保険株式会社）入社 1991年7月 南カリフォルニア大学院 経営学修士コース派遣 1992年6月 南カリフォルニア大学院 経営学修士コース課程修了 2012年7月 同社 内部監査部 参与 2013年7月 同社 内部監査部 主任監査役 2014年4月 同社 大分支店長 2018年4月 東京海上日動ファシリティーズ株式会社転籍九州支店長 2022年4月 当社 取締役会長（現任） 2022年4月 株式会社保険ショップエージェント 取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社保険ショップエージェント 取締役	一株
<p>【取締役候補者とした理由】 唐津敏徳氏は、損害保険会社の支店長として、代理店経営の指導・支援をしていた豊富な経験や、損害保険会社のコンプライアンス・ガバナンス強化のため内部監査に従事していた豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かし、当社の発展に大きく貢献してまいりました。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験や実績を活かし、代表取締役社長の上位職である取締役会長として、重要な業務執行の決定及び代表取締役社長・執行役員等の職務執行の監督を行い、取締役会の牽制・監督機能の強化に貢献するものと判断したためです。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	いちのへ さとし 一戸敏 (1968年2月10日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1988年10月 公認会計士渡辺二郎会計事務所入所 1990年7月 税理士大矢靖税務事務所入所 1997年2月 有限会社サンインシュアランスデザイン設立 代表取締役 2001年6月 株式会社サンインシュアランスデザイン (現・株式会社エージェント・インシュア ランス・グループ) 設立 代表取締役社長 (現 任) 2015年2月 マハロキャピタル株式会社 (現・株式会 社ザ・ファーストドア) 設立 代表取締役 (現 任) 2015年11月 Shinseiki Insurance Group, Inc. (現・ Agent America, Inc.) Director (現任) 2019年9月 株式会社保険ショップエージェント 代表取 締役社長 2020年12月 株式会社保険ショップエージェント 取締役 2021年4月 株式会社保険ショップエージェント 代表取 締役会長 (現任) <担当> 内部監査部管掌 (重要な兼職の状況) 株式会社保険ショップエージェント 代表取締役会長 Agent America, Inc. Director 株式会社ザ・ファーストドア 代表取締役	460,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 一戸敏氏は、当社の創業者であり、会計事務所・税務事務所で培った会計・財務の高い見識を活かして長年にわたりマーケットの拡大を図りながら、保険代理店の事業承継のビジネスモデルを確立し、当社の発展に大きく貢献してまいりました。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験や実績を活かし、重要な業務執行の決定、コンプライアンス・ガバナンスの強化、執行役員等の職務執行の監督に十分な役割を果たし、当社のさらなる企業価値向上に貢献するものと判断したためです。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<p data-bbox="273 344 485 424">くりはらよしこ 栗原喜子 (1978年5月25日)</p> <div data-bbox="341 435 420 470" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div data-bbox="341 485 420 520" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div data-bbox="341 535 420 570" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div>	<p data-bbox="526 208 1173 520"> 2010年12月 弁護士登録 2010年12月 金井法律事務所入所 2013年4月 篠崎綜合法律事務所入所（現任） 2015年11月 林糖尿病内科クリニック治験審査委員会 審査委員（現任） 2021年8月 当社 社外取締役（現任） 2022年4月 東京簡易裁判所 民事調停委員（現任） 2023年4月 関東弁護士会連合会 地域司法充実推進委員会 委員（現任） </p> <p data-bbox="541 535 749 560">（重要な兼職の状況）</p> <p data-bbox="526 576 1075 704"> 篠崎綜合法律事務所 弁護士 林糖尿病内科クリニック治験審査委員会 審査委員 東京簡易裁判所 民事調停委員 関東弁護士会連合会 地域司法充実推進委員会委員 </p>	<p data-bbox="1297 447 1342 470">一株</p>
<p data-bbox="269 722 889 748">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p data-bbox="258 760 1342 961"> 栗原喜子氏は、社外取締役候補者であり、同氏を社外取締役候補者とした理由は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を引き続き当社の経営に活かしていただくためであります。選任後は弁護士としての専門的な知見を活かし、主に法的な観点から経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 </p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	わた なべ のり ひと 渡 邊 徳 人 (1968年3月2日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">独立</div>	1997年5月 税理士登録 1997年6月 株式会社サニーサイドアップ(現・株式会社サニーサイドアップグループ) 監査役 2001年11月 株式会社キューベルズシンク 監査役 2002年7月 税理士法人渡邊国際会計事務所(現・WIA税理士法人) 設立 2005年7月 株式会社サニーサイドアップ(現・株式会社サニーサイドアップグループ) 取締役 2006年2月 株式会社ワイズインテグレーション 取締役 2006年9月 株式会社サニーサイドアップ(現・株式会社サニーサイドアップグループ) 代表取締役副社長(現任) 2012年7月 株式会社クムナムエンターテインメント代表取締役(現任) 2013年12月 SUNNY SIDE UP KOREA,INC 代表取締役(現任) 2017年7月 株式会社フライパン 代表取締役会長(現任) 2020年3月 株式会社ステディスタディ 代表取締役(現任) 2021年11月 株式会社エアサイド 取締役(現任) 2022年3月 当社 社外取締役(現任) 2022年4月 株式会社キャラット 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社サニーサイドアップグループ 代表取締役副社長 株式会社クムナムエンターテインメント 代表取締役 SUNNY SIDE UP KOREA,INC 代表取締役 株式会社フライパン 代表取締役会長 株式会社ステディスタディ 代表取締役 株式会社キャラット 社外取締役 WIA税理士法人 税理士	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 渡邊徳人氏は、社外取締役候補者であり、同氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を引き続き当社の経営に活かしていただくためであります。選任後は、経営経験者としての専門的な知見を活かし、主に経営的な目線から経営計画の策定等に関し取締役会等においてご発言をいただくとともに経営計画の進捗状況等につき監督していただくことを期待します。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 栗原喜子氏及び渡邊徳人氏は、社外取締役候補者であります。
3. 栗原喜子氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年7カ月となります。
4. 渡邊徳人氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、栗原喜子氏及び渡邊徳人氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏が取締役に選任され就任した場合、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用が補償されます（株主代表訴訟の場合を含む）。被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則若しくは取締法規に違反することを認識しながら行った行為については免責となります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、栗原喜子氏及び渡邊徳人氏を名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
8. 一戸敏氏の所有する当社の株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社ザ・ファーストドアが保有する株式数も含めて記載しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の指名・報酬委員会での検討を経て、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位			
1	ながしまよしあき 長島芳明	社外取締役 常勤監査等委員	再任	社外	独立
2	きつないすすむ 橘内進	社外取締役 監査等委員	再任	社外	独立
3	ふたぎひろみ 二木洋美		新任	社外	独立

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	ながしまよしあき 長島芳明 (1966年4月19日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">独立</div>	1991年4月 株式会社日本経済新聞社入社 2008年4月 同社東京本社編集局産業部次長 2010年4月 同社東京本社編集局ヴェリタス編集部次長 2013年4月 同社東京本社特別企画室 2015年4月 同社東京本社編集局産業部日経産業新聞副編集長 2018年4月 同社東京本社編集局商品部部長 2020年4月 同社東京本社人材教育事業局次長 2022年4月 同社東京本社ライフ&キャリアビジネス 教育事業ユニット 2023年3月 当社取締役 常勤監査等委員 (現任) 2023年3月 株式会社保険ショップエージェント 監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社保険ショップエージェント 監査役	一株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>長島芳明氏は、社外取締役候補者であり、同氏を社外取締役候補者とした理由は、日本経済新聞社において、長年にわたり記者、編集者として数多くの企業の取材・調査を行っており、企業のマネジメント、コンプライアンス、財務、会計、人事に関する豊富な知識と経験を有することから、これらの専門性、経験、見識を活かし、常勤の監査等委員として実効性の高い監査を行っていただけると判断したためであります。選任後は、こうした長年の経験・知見を活かし、経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことを期待します。同氏は過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記のとおり、豊富な知識・経験を有することから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	きつない すずむ 橘内進 (1974年6月26日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px;">独立</div>	1997年10月 監査法人トーマツ (現・有限責任監査法人トーマツ)東京事務所入所 2002年10月 橘内公認会計士事務所開設 代表 (現任) 2004年9月 Asia Alliance Partner Co., Ltd. 設立 代表取締役 (現任) 2018年6月 加賀電子株式会社 監査役 (現任) 2022年3月 当社 取締役 監査等委員 (現任) (重要な兼職の状況) 橘内公認会計士事務所 代表 Asia Alliance Partner Co., Ltd. 代表取締役 加賀電子株式会社 監査役	一株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>橘内進氏は、社外取締役候補者であり、同氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的知識並びに豊富な経験等を通じ、財務・会計に関する十分な知見を有していることから、監査等委員として実効性の高い監査を行っていただけると判断したためであります。選任後は、こうした長年の経験・知見を活かし、当社の監査体制の強化及び経営監視能力を十分に発揮することが期待できることから、引き続き社外取締役監査等委員候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	ふ り が な 氏 名 (生年月日) ふ た ぎ ひ ろ み 二 木 洋 美 (1983年5月12日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div>	2010年12月 弁護士登録 2010年12月 三宅坂総合法律事務所 入所 2012年4月 新星総合法律事務所 入所 2014年11月 原子力損害賠償紛争解決センター 勤務 2016年4月 ことのは総合法律事務所 開設 2022年3月 NPO法人きずなメール 理事 (現任) 2022年8月 NR虎ノ門法律事務所 開設 (現任) 2023年9月 NPO法人Fine 監事 (現任) (重要な兼職の状況) NR虎ノ門法律事務所 弁護士 NPO法人きずなメール 理事 NPO法人Fine 監事	-株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>二木洋美氏は、社外取締役候補者であり、同氏を社外取締役候補者とした理由は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくためであります。選任後は一般民事、金融会社の法務コンプライアンス対応を含む企業法務等の専門性の高い分野の案件を多く扱ってきたご経験と、外国人ローヤリングネットワークに所属し、涉外案件を多数対応している弁護士としてのグローバルな知見を活かし、主に法的な観点から経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 長島芳明氏、橋内進氏及び二木洋美氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、長島芳明氏及び橋内進氏との間で会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づき、同法第425条第1項に定める最低限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。また、第2号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の承認可決を条件として、二木洋美氏の選任が承認可決された場合、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用が補償されます（株主代表訴訟の場合を含む）。被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則若しくは取締

法規に違反することを認識しながら行った行為については免責となります。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

5. 当社は、長島芳明氏及び橘内進氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、二木洋美氏につきましても、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

【ご参考】取締役会の構成及び取締役のスキル・マトリックス

本定時株主総会において取締役候補者を原案どおりご選任いただいた場合の当社取締役会の構成は、下表のとおりとなります。

氏 名	地 位	社 外	独 立	ジェンダー	専 門 性						
					企 業 経 営	業 界 知 見	営 業	グ ローバル	法 務 コンプ ライアンス	財 務 計 画	人 事 労 務
唐 津 敏 徳	取 締 役			男性	○	○	○	○			
一 戸 敏	取 締 役			男性	○	○	○	○		○	○
栗 原 喜 子	取 締 役	○	○	女性		○			○		
渡 邊 徳 人	取 締 役	○	○	男性	○	○		○	○	○	
長 島 芳 明	取 締 役 (監 査 等 委 員)	○	○	男性				○	○	○	○
橘 内 進	取 締 役 (監 査 等 委 員)	○	○	男性	○			○		○	
二 木 洋 美	取 締 役 (監 査 等 委 員)	○	○	女性				○	○		

(注) 各取締役の有する主な専門性に○印を付けております。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

I 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の中長期的な業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社取締役（社外取締役を含む。ただし、監査等委員である取締役は除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の指名・報酬委員会での審議を経て、監査等委員会の同意を得ております。

II 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

1. スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2022年3月29日開催の第21期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、年額300百万円以内（うち、社外取締役50百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない。）とすることをご承認いただき、今日に至っております。

このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、従来の金銭報酬の額の枠内にて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額150百万円以内（うち、社外取締役分については25百万円以内）とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数に乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち、社外取締役2名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されました後も現在と同様に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち、社外取締役2名）となります。

2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

(1) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、900個（うち社外取締役分は150個）とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は90,000株（うち社外取締役分は15,000株）とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における名古屋証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

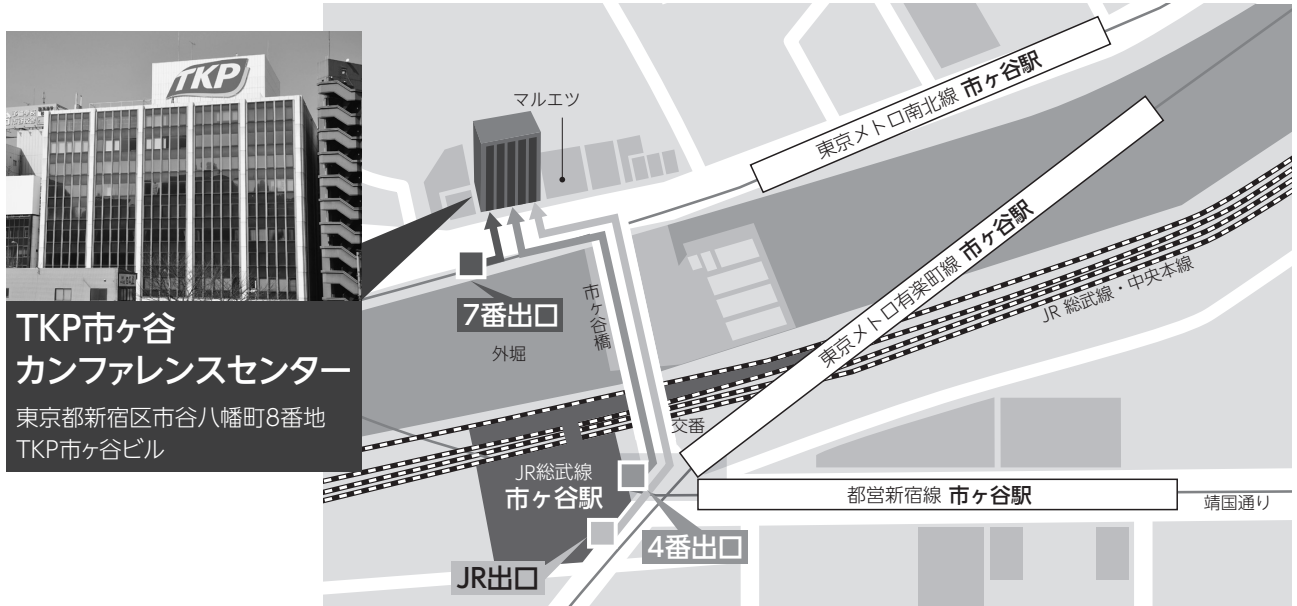
- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (8) 新株予約権の取得に関する事項
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) その他の新株予約権の募集事項
- その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：〒162-0844 東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター カンファレンスルーム7C



TKP市ヶ谷 カンファレンスセンター

東京都新宿区市谷八幡町8番地
TKP市ヶ谷ビル

交通	J R 総武線	市ヶ谷駅 JR出口より	徒歩 2分
	東京メトロ南北線	市ヶ谷駅 7番出口より	徒歩 1分
	東京メトロ有楽町線	市ヶ谷駅 4番出口より	徒歩 2分
	都営新宿線		